

昭島市いじめ防止対策推進基本方針

昭島市教育委員会

令和8年4月

目 次

1	昭島市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義.....	1
2	いじめの定義.....	1
3	いじめ重大事態の定義.....	1
4	いじめの禁止.....	1
5	いじめ防止等に関する基本的な考え方.....	1
	（1）いじめを生まない、許さない学校づくり.....	1
	（2）児童・生徒をいじめから守ること.....	1
	（3）児童・生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動の支援.....	2
	（4）教員の指導力の向上と組織的対応.....	2
	（5）保護者、地域及び関係機関と連携した取組.....	2
6	学校における取組.....	2
	（1）学校いじめ防止基本方針の策定.....	2
	（2）組織の設置等.....	2
	ア いじめの防止等対策ための組織の設置	
	イ 重大事態の対応等	
	（3）学校及び教職員におけるいじめの防止等に関する取組.....	2
	ア 未然防止	
	イ 早期発見	
	ウ 早期対応	
	エ 重大事態への対応	
7	市における取組.....	3
	（1）いじめの防止等に関する具体的な取組.....	3
	ア 相談体制の整備	
	イ 関係機関等と連携した取組の推進	
	ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等	
	エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
	オ 啓発活動	
	カ いじめの防止等のための調査研究の実施	
	（2）昭島市いじめ問題対策委員会の設置.....	3
	（3）昭島市いじめ問題防止会議の設置.....	4
	（4）昭島市いじめ問題調査委員会の設置及び調査結果の報告.....	4
	（5）昭島市いじめ問題特別調査委員会の設置.....	4
	関連法規.....	5
	1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）.....	5
	2 昭島市いじめ問題の調査に関する条例.....	12
	3 昭島市いじめ問題防止会議設置要綱.....	14
	4 昭島市いじめ問題対策委員会要綱.....	15

1 昭島市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義

いじめが学校に在籍する全ての児童・生徒に関わる問題であるという認識をもち、全ての児童・生徒が安全に学校生活を送り、将来の夢や希望に向かって自分の力を発揮できるように、児童・生徒を取り巻く大人が連携し、いじめの防止等に向けて積極的な行動をとる必要がある。また、これまでの重大ないじめによる被害を二度と繰り返さないために、軽微ないじめも見逃すことなく認知し、いじめを受けている児童・生徒に寄り添い、いじめの解決に全力を尽くすよう、社会総がかりでいじめに対峙しなければならない。

昭島市いじめ防止対策推進基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を守ることを目的として、昭島市（以下「市」という）、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という）、学校、家庭、地域住民及びその他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を示すものである。

2 いじめの定義（法第2条）

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童・生徒が在籍する学校等において一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ重大事態の定義（法第28条第1項）

次に掲げる事態をいじめ重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4 いじめの禁止（法第1条及び第4条）

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

学校の全ての児童・生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期解消を目的とする。

いじめは絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校でも起こる可能性があるとの共通認識のもと、学校、家庭、地域、教育委員会、関係機関等が互いに連携し、組織的かつ継続的な取組を行う。学校においても教育活動全体を通して、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を尊重し合える態度、自己肯定感等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

児童・生徒がいじめについてよく考え、理解が深まるよう、道徳の授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組などを通じて、いじめは絶対に許されないものである、という児童・生徒の自覚を促す。

(2) 児童・生徒をいじめから守ること

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、当該児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守り抜く取組を徹底する。

(3) 児童・生徒のいじめ解決に向けた主体的な行動の支援

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていても、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている可能性に配慮し、教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り抜くとともに、児童・生徒によるいじめ解決に向けた主体的な行動を支援する。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員の児童・生徒の変化を鋭敏に捉える感覚と的確な指導力の向上に努める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(5) 保護者、地域及び関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導等に努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、保護者等がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

6 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織の設置等

ア いじめの防止等対策ための組織の設置（法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 重大事態の対処等（法第28条）

重大事態が発生した場合には、教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校及び教職員におけるいじめの防止等に関する取組（法第8条）

学校及び教職員は、教育委員会等と連携して、未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

ア 未然防止（法第15条）

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組の推進
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- ・電話連絡、家庭訪問、個人面談、学校通信等を通じた家庭との緊密な連携・協力
- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施（法第16条）
- ・校内研修の充実等による教職員の資質の向上（法第18条第2項）

イ 早期発見（法第16条）

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生

徒がいじめを訴えやすい体制の整備

- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有
- ・地域、保護者から情報を収集する機会や場の設定

ウ 早期対応（法第 23 条）

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保と心理的支援
- ・教育的配慮の下、いじめを行った児童・生徒への毅然とした指導と教育的かつ心理的支援
- ・いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催等による保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

エ 重大事態への対処（法第 28 条及び第 30 条）

- ・いじめられた児童・生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保と心理的支援の継続
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力
- ・重大事態発生についての教育委員会又は市長への報告
- ・重大事態の調査結果についての市の調査（再調査）への協力

7 市における取組

(1) いじめの防止等に関する具体的な取組

ア 相談体制の整備（法第 16 条第 2 項）

来所、電話、メール等の多様な相談窓口を確保し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや教育相談室等、児童・生徒やその保護者等が相談できる体制を整備する。

イ 関係機関等と連携した取組の推進（法第 17 条）

昭島市こども家庭センター、児童館、学童クラブ、民生児童委員、その他の関係機関等と連携し、取組を推進する。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等（法第 18 条）

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の確保を図るとともに、法的な見地から対応方法について助言をもらうなど、専門的知識を有する者（スクールロイヤー等）を活用する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第 19 条）

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者等に対する啓発活動を行う。

オ 啓発活動（法第 21 条）

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施（法第 20 条）

いじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(2) 昭島市いじめ問題対策委員会の設置（法第 14 条）

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめ問題への対応、いじめの再発防止等の検討

及び協議を行い、学校を支援するとともに実効的な対策を推進するために、教育委員会の附属機関として設置する。構成員は、学識経験者や法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員7名以内とする。

(3) 昭島市いじめ問題防止会議の設置（法第14条）

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等に向けた取組を推進するために、教育委員会の附属機関として設置する。構成員は、小・中学校校長会会長、人権教育推進委員会委員長、警察関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員協議会委員、自治連合会代表者、青少年とともに歩む地区委員会代表者、青少年補導連絡会代表者、小・中学校PTA代表者、学校教育部長等とする。

(4) 昭島市いじめ問題調査委員会の設置（条例第2条）

学校において重大事態が発生した場合、教育委員会では、市職員や当該学校とは関係が無く、公正・公平な調査を行うために、第三者の学識経験者等により構成される「昭島市いじめ問題調査委員会」を設置する。

(5) 昭島市いじめ問題特別調査委員会の設置（条例第12条）

学校において重大事態が発生し、「昭島市いじめ問題調査委員会」が調査した結果の報告を受けた市長が再調査の必要性を認めるときは、「昭島市いじめ問題特別調査委員会」を設置することができる。「昭島市いじめ問題特別調査委員会」は、市長の諮問に応じ、その調査結果を市長に答申する。

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市

町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処すること

ができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連

携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態

と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

昭島市いじめ問題の調査に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、昭島市立学校に在籍する児童又は生徒について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合において同項及び法第30条第2項の規定に基づき市が行う調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 法第28条第1項の規定に基づく調査（以下「28条調査」という。）を行うため、教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として昭島市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 調査委員会は、教育委員会の求めに応じ、重大事態に係る事実関係を明らかにするとともに、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために必要な調査審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 調査委員会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 教育委員会は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員（第4条第2項の規定に基づき臨時委員が置かれているときは、臨時委員を含む。第4項、次条及び第9条において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、調査委員会の議長となる。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

- 2 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員を派遣して、関係人又は関係機関に対し、事情を聴取し、又は実地調査を行うことについて協力を求めることができる。

(会議の非公開)

第8条 調査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(特別調査委員会)

第12条 市長は、法第30条第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として昭島市いじめ問題特別調査委員会（以下「特別調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 特別調査委員会は、市長の求めに応じ、当該報告に係る28条調査の結果について調査審議を行い、その結果を市長に報告する。
- 3 特別調査委員会は、学識経験のある者及び法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（当該報告に係る28条調査に関与した者を除く。）のうちから市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 4 特別調査委員会の委員の任期は、第2項の規定による報告を終了したときまでとする。
- 5 第5条から第9条までの規定は、特別調査委員会について準用する。
- 6 特別調査委員会の庶務は、企画担当課において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、特別調査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

自殺対策計画審議会委員	日額	10,000円
-------------	----	---------

 」 を

「

自殺対策計画審議会委員	日額	10,000円	
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員及び臨時委員	日額	20,000円
いじめ問題特別調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

 」 に改める。

昭島市いじめ問題防止会議要綱

(設置)

第1条 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等に向けた取組を推進するため、昭島市いじめ問題防止会議（以下「防止会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 防止会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめは許されないという意識啓発活動に関すること。
- (2) いじめの未然防止、早期発見・早期対応等の取組に関すること。
- (3) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- (4) その他いじめ問題に関する必要なこと。

(組織)

第3条 防止会議は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 昭島市立小学校長会長 1人以内
- (2) 昭島市立中学校長会長 1人以内
- (3) 昭島市人権教育推進委員会委員長 1人以内
- (4) 昭島警察署生活安全課の職員 1人以内
- (5) 昭島市人権擁護委員 1人以内
- (6) 昭島市民生委員・児童委員協議会委員 1人以内
- (7) 昭島市自治会連合会を代表する者 1人以内
- (8) 昭島市青少年とともに歩む地区委員会を代表する者 1人以内
- (9) 昭島市青少年補導連絡会を代表する者 1人以内
- (10) 昭島公立小学校PTA協議会を代表する者 1人以内
- (11) 昭島公立中学校PTA協議会を代表する者 1人以内
- (12) 教育委員会事務局学校教育部長 1人以内
- (13) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 防止会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、防止会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(防止会議の開催)

第6条 防止会議は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 防止会議の庶務は、教育指導担当課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防止会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

昭島市いじめ問題対策委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめ問題への対応、いじめの再発防止等の検討及び協議を行い、学校を支援するとともに、実効的な対策を推進するために、昭島市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) いじめ再発防止等のための対策に関すること。
- (2) 相談等を受けたいじめのうち、昭島市いじめ問題防止会議及び教育委員会が特に必要と認めるものに関すること。

(組織)

第3条 対策委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員7名以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の開催)

第6条 対策委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 対策委員会の庶務は、教育指導担当課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則（令和3年2月1日）

この要綱は、令和3年2月1日より実施する。